

## 土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

平成28年4月16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、震度5強を観測した長崎県南島原市では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常の数値に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する長崎県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、長崎県土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成28年12月1日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

また、土砂災害警戒判定メッシュ情報<sup>※</sup>についても、通常基準による判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

### 記

- 1 暫定基準廃止日時  
平成28年12月1日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町  
南島原市

これにより、長崎県内の市町は全て通常基準となります。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

長崎県河川砂防情報システム

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/>

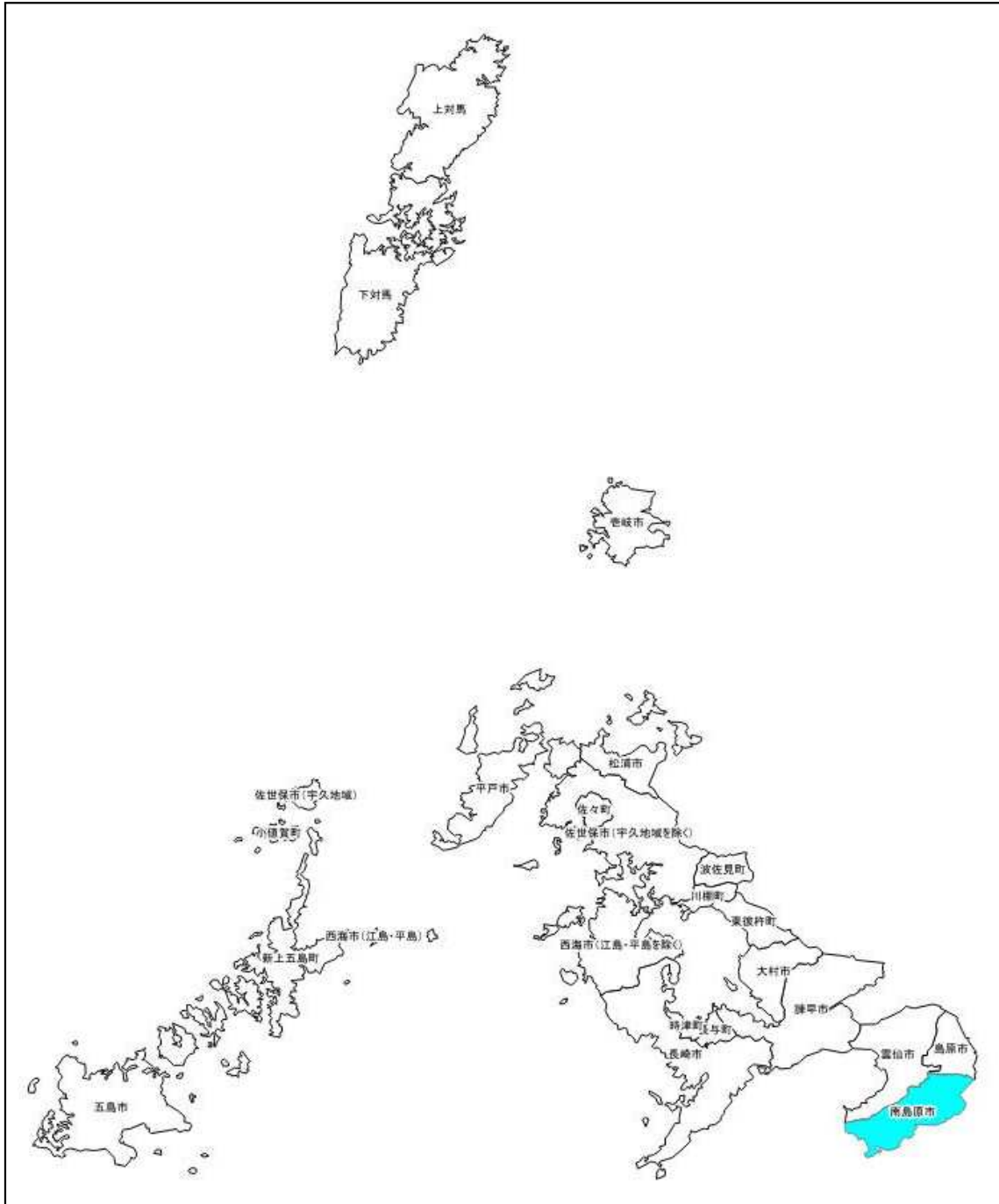
気象庁HP

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

本件に関する問い合わせ先

長崎地方気象台（電話 095-811-4862）

大雨警報・注意報の暫定基準の対象地域



地震により通常基準の8割で運用していたが、通常基準に戻す市町